

2023

東京地方税理士協同組合

小規模企業共済・倒産防止共済 手続き締切日 年間スケジュール

… 小規模企業共済／新規申込・増額 手続き締切日
 倒産防止共済 ／新規申込・翌月の月額変更・翌月の前納 手続き締切日

… 小規模企業共済／一括納付・区分変更 手続き締切日

1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

10月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

5月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

9月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

東京地方税理士協同組合
小規模企業共済・倒産防止共済 手続き締切日

小規模企業共済			倒産防止共済		
手続き		協同組合手続き締切日（※締切日が土日祝は前営業日）	手続き	協同組合手続き締切日（※締切日が土日祝は前営業日）	
新規申込		当月20日(12月のみ15日)	新規申込	当月20日(12月のみ15日)	
月額変更	月払い区分の方	変更希望月の当月20日(12月のみ15日) <[現金なし]でのお手続きの場合> 申込月とその翌月は増額前の掛金月額で口座振替され、 増額後の金額との差額は翌々月の請求の際にあわせて口座振替されます。	月額変更	変更希望月の前月20日(12月のみ15日) ※月額変更は、希望月の5日までに中小機構に書類が届くと、 希望月から変更後の掛金で口座振替となります。 6日以降に中小機構に書類が届いた場合、同月は変更前の 掛金で口座振替されますが、変更後の掛金との差額が、 翌月以降(増額の場合は翌月、減額の場合は翌々月以降) の掛金で調整されます。 【上記の内容をご承知のうえ、当月の変更を希望される際は、 書類にメモなど付けてその旨をお知らせいただくか、もしくは ご送付前にご連絡をくださいますようお願いいたします。】 ※前納のお手続きと同時に月額変更をする場合は、 前月20日(12月のみ15日)必着です。	
	増額	年払い区分の方 ※ 基本的に [現金あり]のみの お手続きとなります			年払い月の20日(12月のみ15日) <[現金あり]でのお手続き> 増額後の掛金額での年払いのご請求は翌年からとなります。 今年は、変更前の掛金額での口座振替となるので、増額後の金額で 本年分を前納するためには、お手続きの際に、現在と増額後の掛金月額との 差額の12か月分を現金で納付してください。
	減 額	基本的に協同組合での手続きは不可 ※減額希望月、または年払い月の20日(12月のみ15日)必着で、 直接中小機構へ掛金月額変更申込書をお送り下さい。			
一括納付、区分変更		希望月前月5日	掛金前納	前納希望月の前月20日(12月のみ15日)	

[書類送付先]

東京地方税理士協同組合

〒220-0022
神奈川県横浜市西区花咲町4-106 税理士会館 6階
TEL 045-243-0551 FAX 045-243-0550

中小企業基盤整備機構

〒105-8453
東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
中小機構 小規模共済契約課 または 中小機構 倒産防止共済契約課
TEL 050-5541-7171